

建設工事等の入札参加資格審査申請の 申請項目・必要書類の共通化について

共通申請項目等のたたき台に関する意見照会(第2回)

意見照会概要

- 第1回の意見照会※1において、**共通化する申請項目等**（「**共通申請項目等**」+「**選択申請項目等**」）として新たに追加すべきとの意見があった申請項目等の設定状況及び測量・建設コンサルタント等の業種についての意見（追加又は削除する必要がある業種及びその理由）を全ての地方公共団体に対して照会。※2

※1 「建設工事等の入札参加資格審査申請に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会について（依頼）」（令和7年7月17日付け総行行第359号総務省自治行政局行政課長通知）

※2 「建設工事等の入札参加資格審査申請に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会について（第2回）（依頼）」（令和7年11月7日付け総行行第491号総務省自治行政局行政課長通知）



意見照会結果

- 共通申請項目・選択申請項目の設定状況 ➡ 資料2（建設工事）及び資料4（測量・建設コンサルタント等）の「設定状況」
- 共通必要書類・選択必要書類の設定状況 ➡ 資料3（建設工事）及び資料5（測量・建設コンサルタント等）の「設定状況」
- 測量・建設コンサルタント等の業種についての意見 ➡ 資料6（検討：資料1 P6～P12）

- 建設工事等の共通・選択申請項目等の設定方法の考え方については、物品・役務等の方法を踏襲し、地方公共団体の設定状況を踏まえ、以下のとおりとすることが考えられるか。

① 共通申請項目・必要書類

- i. 事業者特定情報であり、かつ、地方公共団体の半数以上が設定しているもの(③独自申請項目等となるものに該当するものを除く。)

(例) 本社住所、商号又は名称、代表者氏名、建設業許可番号(建設工事の場合)、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

- ii. 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムにより、複数の地方公共団体に対して一括申請できるようにするに当たって必要となるものなど、特に全ての地方公共団体が共通で申請を求める必要があると認められるもの

(例) 行政書士番号、委任状(行政書士等の代理申請による場合)(行政書士の代理申請の適法性を確保するためするに必要となるもの)

② 選択申請項目・必要書類

- i. 適正性審査・格付情報に該当するもの(③独自申請項目等となるものに該当するものを除く。)

(例) 経営事項審査情報(建設工事の場合)、技術者情報、常勤職員の人数、納税証明書

- ii. 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち、① ii に該当しないもの(③独自申請項目等となるものに該当するものを除く。)

(例) WTO等案件の該当有無、入札・契約事務連絡先

③ 共通・選択申請項目等としないもの(独自申請項目・必要書類)

- i. 地方公共団体独自の制度等に関するものなど、全国的な共通化になじまないもの
(例) 地方公共団体独自の表彰・認定、特定の地方公共団体の区域における営業所の設置状況・従業員数
- ii. 事業者に申請を求めなくとも地方公共団体において確認できるもの
(例) 女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定通知書(所管省庁のHPから確認可能)
- iii. 入札参加資格審査(適正性審査や格付け)に資さないと考えられるもの
(例) 課税・免税事業者の別
- iv. 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの
(例) 使用印鑑届、印鑑証明書
- v. i から iv までのほか、共通・選択申請項目等として設定し、申請を求める必要性が低いと考えられるもの
(例) 意見照会の結果、現に設定している地方公共団体数が極めて少数である申請項目等

論点

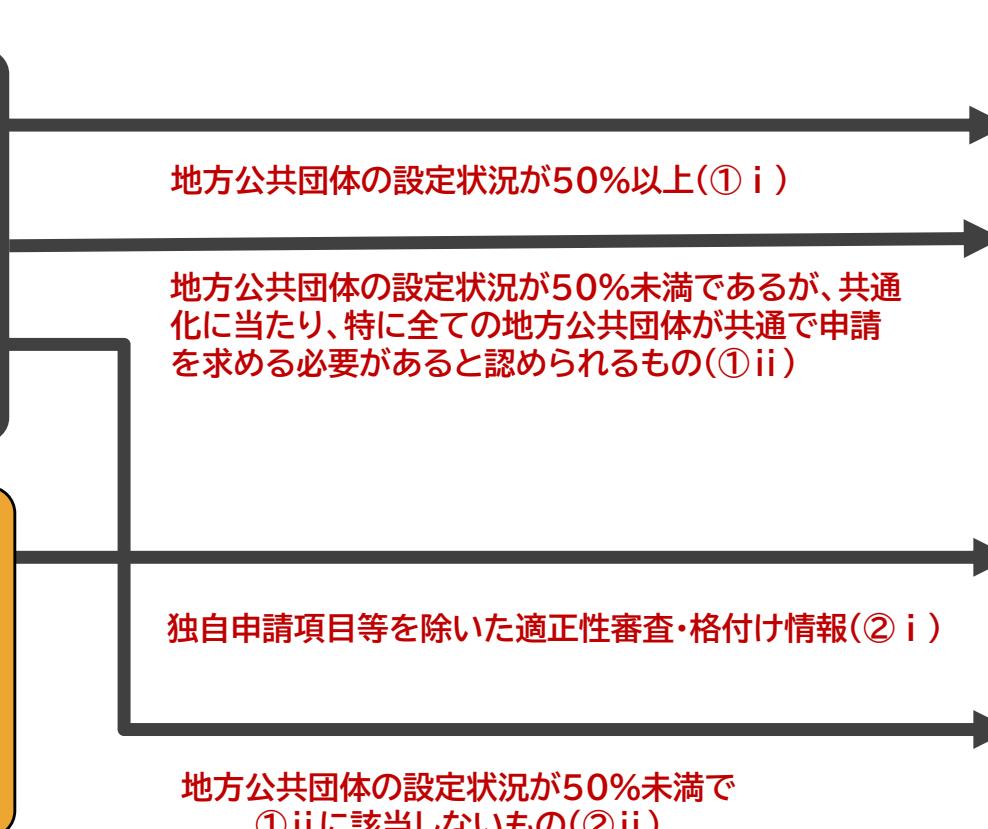
- 建設工事等においては、物品・役務等と異なり、多くの地方公共団体が格付けを行っていることから、「現状、格付けの評価項目として使用している申請項目等のうち、たたき台に設定されていないもの」について、追加すべきとの意見が多くあった。
- 他方で、たたき台の申請項目の数が多いとの意見があつたことや、事業者の事務負担を軽減する観点からは、申請項目等の数はできる限り少なくすることが望ましいことを踏まえると、共通・選択申請項目等として設定する必要性が低いと考えられるものについてまで、広く設定することは適当ではないと考えられるか。
- これを踏まえ、意見照会の結果、設定状況が極めて少数であった申請項目等(具体的には、地方公共団体の設定状況が10%未満であった申請項目等)については、独自申請項目等とすることが考えられるか。
- 申請項目等として追加すべきとする項目のうち、独自申請項目に該当するような項目以外については、共通・選択申請項目等の案に追加して再度意見照会を行い、設定状況を確認することとするか。

共通・選択・独自申請項目等の設定の考え方

【申請項目の性格】

事業者特定情報
事業者名称、電話番号等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付け情報」以外のもの。

適正性審査・格付け情報
契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。



【建設工事等の申請項目】

**建設工事等の
共通申請項目等**

**建設工事等の
選択申請項目等**

- ・ 地方公共団体独自の制度等に関するものなど、全国的な共通化になじまないもの
- ・ 事業者に申請を認めなくとも地方公共団体において確認できるもの
- ・ 入札参加資格審査(適正性審査や格付け)に資さないと考えられるもの
- ・ 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの
- ・ 上記のほか、共通・選択申請項目等として設定し、申請を求める必要性が低いと考えられるもの
(意見照会の結果、現に設定している地方公共団体数が極めて少数(10%未満)である申請項目等)

**建設工事等の
独自申請項目等
or
各団体の判断で廃止**

共通・選択 申請項目・必要書類の案の概要

- 「共通・選択申請項目・必要書類の設定の考え方」(P2～P4)に基づき、共通・選択申請項目・必要書類の案(資料2～5)を作成。
- それぞれの申請項目等の数やその意義は以下のとおりである。

内容	建設工事						測量・建設コンサルタント等						例	意義		
	申請項目数			必要書類数			申請項目数			必要書類数						
	共通	選択	合計	共通	選択	合計	共通	選択	合計	共通	選択	合計				
基本情報	57	32	89	4	2	6	55	26	81	3	2	5	・商号又は名称、法人番号、建設業許可番号 ・登記事項証明書	事業者を特定するための情報や、入札・契約手続に関し必要な情報を把握するもの。		
経営状況等	0	43	43	0	6	6	0	44	44	0	11	11	・経営事項審査情報、自己資本額 ・総合評定値通知書、財務諸表	事業者の資力、信用、能力、技術等を判定し、格付等や指名先事業者の選定等に用いるもの。		
認定等の取得状況	0	23	23	0	14	14	0	6	6	0	5	5	・ISO認定 ・ISO登録証	事業者の信用、能力等を判定し、格付等の加点要素とすることや指名先事業者の選定に用いるもの。		
法令等の遵守状況	0	36	36	0	22	22	0	26	26	0	16	16	・暴力団員等非該当の誓約 ・納税証明書	地方公共団体の契約の相手方として不適当な者でないかどうかを確認するもの。		
事業登録や技術者の状況	0	159	159	0	2	2	0	128	128	0	11	11	・技術者資格(人数) ・測量業等の登録状況	契約の履行に必要となる事業登録や技術者を有しているかどうかを確認し、指名先事業者の選定等に用いるもの。		
合計	57	293	350	4	46	50	55	230	285	3	45	48	-	-		

- 共通・選択申請項目等の数の合計は多くなっているが、複数の地方公共団体に対して申請する事業者にあっては、共通システムへの一括入力等により、個別に入力等をする回数自体が減ることから、申請に係る事務負担は一定程度軽減されるものと考えられる。
- また、共通申請項目等の約3分の2は、地方公共団体の設定状況が70%以上のもので構成されていること等を踏まえると、单一の地方公共団体のみに申請する中小事業者においても、申請先の団体の選択申請項目等と独自申請項目等の設定次第では、現行の申請から過度な負担増加とならない形で申請を行うことができるようになるものと考えられる。

測量・建設コンサルタント等の業種の再検討①

- 意見照会で提出のあった意見を踏まえ、以下のとおり再検討を行い、資料6のとおり整理した。

1. 測量サービス

(意見の概要)

- 小分類として「用地測量」及び「深浅測量」を追加すべきとの意見(各1件)がある。

(対応の方向性)

- 少数意見であることや、意見提出団体においては事務処理の変更は生じるもの、原案の「測量一般」の小分類でも対応可能と考えられることから、業種の追加は行わず、原案のとおりとする。

2. 建築設計・同関連サービス

(意見の概要)

① 小分類の整理方法についての意見

- 原案では、小分類が18項目設定されているが、それぞれの定義が必ずしも明確ではないため、地方公共団体ごとに解釈や運用が異なり、事業者の混乱を招くおそれがある。これを防ぐためには、大分類に含まれる全ての業種を小分類として網羅的に設定し、定義付けをする必要があるが、現実的ではない。
- そのため、原案の小分類の18項目は削除し、「建築士事務所登録が必要なもの」と「建築士事務所登録が不要なもの」の2つの区分に整理する形が望ましいのではないか。

② 小分類の細分化の必要性についての意見

- 現状では、「建築設計・監理」と「設備設計・監理」の2つの業種を設定しているが、共通化の原案では、設計業務について、小分類が細分化されている。
- 実際の発注においては、「意匠」、「積算」、「構造」等を一括して発注するケースが多く、こうした実態を踏まえると、細分化の必要性は必ずしも高くないのではないか。
- また、小分類の業種が細分化されることにより、小分類ごとに審査内容(確認内容、添付資料等)を個別に検討する必要が生じ、地方公共団体・事業者双方の手続きが煩雑化するおそれがあるため、小分類の細分化の必要性について再度検討されたい。

検討

- ①の意見で指摘されているとおり、原案の小分類は定義が不明確であり、地方公共団体ごとに解釈や運用が分かれるおそれがある。加えて、大分類に含まれる業務内容をすべて小分類として網羅的に定義付けることは、地方公共団体間の調整コスト等を踏まえると、現実的ではないと考えられることから、建築土事務所登録の要否といった一定の客観的基準に基づいて小分類を整理することが、運用の統一性や事業者の分かりやすさの観点から有効であると考えられる。
- また、②の意見では、発注事務の実態として、設計業務を細分化して発注していないケースが多く、原案のような小分類の細分化は、地方公共団体および事業者双方の事務負担を増加させるおそれがあるとの指摘がなされている。
- これらの意見を踏まえると、小分類については、「建築設計・監理」と「建築設備設計・監理」の2種類に整理した上で、以下のような取扱いとすることで、小分類の細分化を避けつつ、建築土事務所登録の要否という一定の客観的基準に基づいた整理が可能になると考えられるか。
 - 「建築設計・監理」…建築土事務所登録を必須
 - 「建築設備設計・監理」…建築土事務所登録を任意(登録を受けている場合には提出)
- この点について、構成員からは以下のような意見があった。
 - 上記の整理とすることで、建築土事務所登録の要否で業種を分けることができるため、特段の異論はない。ただし、現行の取扱いにおいては、設計と監理を分けて資格を認定している。
 - 上記のとおり変更しても、運用を変更することで対応は可能であり、問題はないと考える。
- なお、意見にもあるとおり、現行で細分化した業種を設定している地方公共団体においては、指名競争入札や個別案件の発注に際し、案件ごとに実績や業務内容を確認するといった運用の変更を行うことで、現行の取扱いを実質的に維持することも可能であると考えられる。

共通化の方向性

- 建築設計・同関連サービスの小分類については、「建築設計・監理」と「建築設備設計・監理」の2種類とし、「建築設計・監理」については、建築土事務所登録を必須とし、「建築設備設計・監理」については、建築土事務所登録を任意とする。

3. 建設コンサルタントサービス

(意見の概要)

- 小分類として、「交通量調査」、「市場・経済調査」、「環境調査」等の各種調査や、「分析・解析」、「宅地造成」、「電算関係」、「計算業務」、「資料等整理」等を追加すべきとの意見(各1~4件)がある。

検討

- 原案では、小分類を一定の客観的基準に基づいて整理する趣旨から、国土交通省が定める「建設コンサルタント登録規程」に定められた21部門を小分類として設定している。
- 国土交通省の「建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針」では、**各部門の業務内容として、調査、企画、立案、環境影響評価、助言、設計、監理の各業務が示されている。**

<建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針 別表1(一部抜粋)>

登録部門	業務の内容
1. 河川、砂防及び海岸・海洋部門	治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川(ダムを含む。)、砂防(地すべり防止を含む。)若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理
2. 港湾及び空港部門	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
⋮	⋮
20. 機械部門	事業別の部門の工事実施のための機械の調査若しくは設計又は事業別の部門に必要な機械の調査、設計若しくは監理
21. 電気電子部門	事業別の部門に係る電気通信に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理

検討(続き)

- 意見のあった各種調査や分析・解析、宅地造成、電算関係、計算業務、資料等整理については、各部門の業務に付随して行われる作業的業務であると考えられる。
- これらの業務については、「建設コンサルタント登録規程」との対応関係が必ずしも明確ではなく、独立した小分類として設定した場合には、地方公共団体ごとに解釈や運用が異なり、事業者の混乱を招くおそれがあることから、小分類として設定する必要性は必ずしも高くないと考えられる。
- これらを踏まえ、建設コンサルタントサービスの小分類については、原案のとおりとすることが適当であると考えられるか。※

※ この点について、構成員からは特段の課題は指摘されなかった。

共通化の方向性

- 建設コンサルタントサービスの小分類については、原案のとおりとする。

4. 地質調査サービス

(意見の概要)

- 小分類として「物理調査」、「ボーリング」、「土質試験」、「磁気探査」(各1、2件)を追加すべきとの意見がある。

(対応の方向性)

- 少数意見であることや、意見の提出団体においては、事務処理の変更は生じるもの、原案の「地質調査」の小分類でも対応可能と考えられることから、業種の追加は行わず、原案のとおりとする。

5. 補償コンサルタントサービス／その他、資格区分に関する意見

(意見の概要)

① 小分類を追加すべきとの意見

- 補償コンサルタントサービスについては、小分類として「不動産鑑定」、「土地家屋調査」、「登記手続(司法書士業務)」を追加すべきとの意見がある。
- また、補償コンサルタントサービスとは別に測量・建設コンサルタント等の業種として「環境計量証明」を追加すべきとの意見もある。

② 測量・建設コンサルタント等と物品・役務等の資格区分についての意見

- 特に都道府県においては、建設工事及び測量・建設コンサルタント等は建設部門、物品・役務等は会計部門が担当するなど、事務分掌が異なる場合がある。このような中で、「不動産鑑定」等を物品・役務として整理する場合、事務分掌の見直しや建設部門が物品・役務等の一部業種を利用するなどの対応が必要となる可能性があるが、課題は生じないか。
- 国においては、物品・役務等の省庁統一資格とは異なり、測量・建設コンサルタント等の資格については、省庁ごとに設定されており、例えば、国土交通省本省では、「不動産鑑定」を補償コンサルタントの小分類として取り扱っているほか、「環境調査」についても、業種として明記されていないものの、「その他の業種」等として取り扱っている可能性が高いと考えられる。
- これらの業種は物品・役務等の省庁統一資格では設定されていないため、地方公共団体における共通化後の資格と、国の省庁統一資格との間で、制度上の整理に差異が生じるおそれがあるが、課題は生じないか。

検討

- ①で意見があった業種のうち、「不動産鑑定」、「土地家屋調査」、「環境計量証明」については、既に物品・役務等の業種として、「土地家屋調査士サービス」、「不動産鑑定評価・同関連サービス」、「環境計量証明サービス」を設定している。
- これらの業種は、測量・建設コンサルタント等として整理している地方公共団体と、物品・役務等として整理している地方公共団体が混在しており、その結果、②で示されたような事務分掌上の課題や国の制度との差異が指摘されている状況にある。
- ①及び②の意見を踏まえると、「不動産鑑定」、「土地家屋調査」、「登記手続(司法書士業務)」、「環境計量証明」については、次のいずれかの整理が考えられるが、共通化の効果を十分に発揮するためには、国における取扱いも参考としつつ、地方公共団体間で異なる業種区分について、地方公共団体で任意に定めることとはせず、i 又は ii のいずれかに統一する必要があると考えられるか。
 - i. 物品・役務等の業種として設定する(この場合、測量・建設コンサルタント等の業種としては設定しない)
 - ii. 測量・建設コンサルタント等の業種として設定する(この場合、物品・役務等の業種としては設定しない)
- いずれの整理とした場合においても、物品・役務等と測量・建設コンサルタント等で担当部門を分けている地方公共団体においては、事務分掌や運用の見直し等の対応が必要となる可能性がある。
- 加えて、構成員からは以下のような意見があった。
 - 当該4業種は、現行では物品・役務等の資格としており、仮に測量・建設コンサルタント等の業種に変更した場合、契約管理システム、電子入札システム等の後続システムの大規模改修を要する。
 - 「不動産鑑定」、「土地家屋調査」、「環境計量証明」については、現行では、物品・役務等の資格として、資格者名簿にはそれぞれ一定数の事業者が登録されている。実際の発注案件の中には、役務としての性格が強い業務も含まれている。
 - 当該4業種は、公共工事関係とそれ以外では、件数の大きな差があると考えられるため、(件数の多い)測量・建設コンサルタント等での業種とすることに賛成である。
 - 地方公共団体の設定状況等を踏まえれば、物品・役務等の測量・建設コンサルタント等との両方に設定できるようにすることも考えられるのではないか。

検討(続き)

- 意見において指摘のあった物品・役務等と測量・建設コンサルタント等との両方に設定できるようにした場合、複数の地方公共団体に申請する事業者にとって、団体ごとにこれらの業種がどちらの資格に設定されているのかを確認した上で申請する必要が生じ、事業者の事務負担が増加するおそれがある。
- また、当該業種を物品・役務等又は測量・建設コンサルタント等のいずれの資格区分に統一した場合であっても、それぞれ課題が指摘されていることを踏まえると、現時点で結論づけることは適当でないと考えられる。
- これらを踏まえると、当該業種については、全ての地方公共団体に現行の取扱いについて意見照会を行い、実態を把握した上で、物品・役務等と測量・建設コンサルタント等のいずれの資格として整理すべきか検討することとするか。
- その際、地方公共団体の後続システムや運用等の見直しへの影響を考慮すると、円滑な移行の観点からは、例えば、経過措置^{※1}として、共通システム上の事業者の申請の入口(資格区分)については、物品・役務等又は測量・建設コンサルタント等のいずれか一方に統一した上で、各地方公共団体における格付や、実際の入札・契約における運用については、物品・役務等又は測量・建設コンサルタント等のいずれとして取り扱うかを地方公共団体が選択できる仕組み^{※2}とすることも考えられるか。

※1 経過措置ではなく、恒久的措置とすることも考えられるが、その場合は、どちらかに統一された資格での運用が一般的になった場合において、従前の取扱いを維持するために発生するシステムの運用コスト等を踏まえる必要があるか。

※2 このような仕組みとする場合、物品・役務等と測量・建設コンサルタント等のいずれの資格としても運用できるよう、両資格における申請項目を同一の内容とする必要が生じるか。